

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑	回答
1	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	今回の入札では、専用の積算内訳書（様式9）を使っていただきます。この様式では、力率100%（力率割引を考慮する）で算定するよう条件を入力してありますので、このとおりに算定してください。
2	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力量料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	基本料金及び電力量料金の単価は、税込です。
3	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか。 A:基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B:電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C:燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D:再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下切捨て） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E:月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）	「よくある質問・回答」p.1 回答1-3に記載のとおりです。
4	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上げとして処理して問題ございませんでしょうか。	ご質問のとおりです。
5	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります。）	今回の入札で提出していただく内訳書は、専用の積算内訳書（様式9）を使っていただきます。この様式では、全施設を1枚にまとめているので、ここに各料金単価を入力し、A3用紙1枚に印刷したものを提出してください。
6	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	「よくある質問・回答」p.2 回答3-4に記載のとおりです。
7	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	「よくある質問・回答」p.2 回答3-4及び回答3-5に記載のとおりです。
8	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
9	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
10	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
11	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
12	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	ご質問のとおりで差し支えありません。
13	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	請求書は①施設別に発行してください。
14	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
15	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整額については、十日町市管内の旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）が定める特定規模需要の標準供給条件（令和7年11月13日現在のもの）によることとしています。また、契約期間中に当該標準供給条件が変更された場合であっても、令和7年11月13日現在の条件を適用して算定いただけます。
16	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
17	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じたいいただくことは可能でしょうか。	「よくある質問・回答」p.4 回答5-2に記載のとおりです。一般送配電事業者による変更についても同様です。

No.	質疑	回答
18	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	移転の予定はありません。
19	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	電力の契約に影響するような工事の予定はありません。
20	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご承いただけますでしょうか。	緊急を要する場合を除き、ご質問のとおり対応します。
21	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	「よくある質問・回答」p.3 回答5-1に記載のとおりです。 電話やメール等による開札結果の個別連絡は、落札者に対してのみおこないます。
22	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
23	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ② 電力量料金＝使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】＋④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額＝⑤×100/110（円未満切上） ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきます。	「よくある質問・回答」p.1 回答1-3に記載のとおりです。
24	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	本件の入札回数は1回です。再入札辞退届の提出は不要です。
25	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 （500kW未満の実量制契約の場合） 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 （500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。） （500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。）	各月の契約電力は、電力供給条件仕様書に記載のとおり、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、電力供給条件仕様書 別紙1に記載の契約電力は、令和7年9月現在の値です。契約電力が500kW以上の施設はありません。 契約開始時の契約電力については、ご質問の通りで差し支えありません。
26	請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025 年 5 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	ご質問のとおりで差し支えありません。

No.	質疑	回答
27	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません） 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	燃料費等調整額は、十日町市管内の旧一般電気事業者（みなし小売事業者）が令和7年11月13日現在適用している約款（2024年4月1日実施のもの）に基づいた算定方法を契約期間満了まで継続して適用するものとします。
28	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	「よくある質問・回答」p.4 回答5-2に記載のとおりです。
29	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8～10営業日迄に発行させていただきます。15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただきます。ご了承くださいませでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
30	支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承くださいませでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内） 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2～15日）と翌月27日（16～31日）にお振替	ご質問のとおりで差し支えありません。
31	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	「よくある質問・回答」p.2 回答3-4に記載のとおりです。
32	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	支払方法は、銀行振込です。
33	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	請求書は施設別に発行してください。 分割振込については、基本的には必要ないとお考えいただいて差し支えありません。ただし、当市の会計手続上、可能性は皆無ではありませんのでご承知おください。
34	弊社が落れた場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目の事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	協議については可能ですが、契約書等の内容は、十日町市財務規則と電力供給条件仕様書を遵守したものとします。
35	契約書の取り交わし（双方押印・原本到着）期日はございますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができればね場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。（契約締結日は指定いただけます。）	供給開始前日まで（令和8年3月31日まで）の取り交わしをお願いします。 契約書の送付が著しく遅れる場合は、ご相談ください。
36	電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。 ①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成（契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号） ②弊社記載後各拠点のご担当者様情報（所属部署・名前・メールアドレス）と各需要場所の主任技術者様の情報（所属会社、担当者名、電話番号）等を申込書に記載頂く ③現供給電力会社および送配電への連携（供給開始前15営業日以内※不備のない状態） 上記対応が必要なため、「供給地点情報が記載されている請求書」を3営業日以内にいただきたいのですが、ご対応可能でしょうか。 また電気事業法上、各需要場所の主任技術者様の情報を取得する必要があるため、②をご用意するまでにあらかじめご確認とご用意をお願い致します。	ご質問のとおり対応します。
37	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただきますでしょうか。	協議については可能ですが、単価の変更に応じることを確約するものではありません。

No.	質疑	回答
38	入札公告 2入札参加資格について質問がございます。 (8)令和5年4月1日以降に、国（政府関係機関を含む）又は地方公共団体と高圧電力供給契約を2年以上締結し、12か月以上継続して供給した実績を有する者であること。 上記の参加資格につきまして、「国（政府関係機関を含む）又は地方公共団体」に第3セクター（国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する企業）との契約がある場合は参加資格を有するに該当するかご教示いただきたく存じます。	第3セクターとの契約は、本要件に該当しません。 本要件では、国の行政機関、政府関係機関（沖縄振興開発金融庫、株式会社日本政策金融庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）、地方公共団体との直接の契約のみを認めます。これ以外の公営企業、公社、公団、独立行政法人、地方独立行政法人及びその他の団体との契約は該当しません。
39	ご提示いただいた入札書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。 時間帯メニューは必須でしょうか。 季節別メニュー等による修正対応は可能でしょうか。	必ずしも時間帯別メニューである必要はありません。時間帯による単価の区別がない場合は、同額の単価を積算内訳書（様式9）に入力いただければ結構です。入札書には、積算内訳書により算定した積算額（総価）（消費税抜きの金額）を記載してください。なお、積算内訳書は、各単価（黄色のセル）以外の箇所の入力・修正は認められません。 契約書への単価の記載方法については、落札者と協議します。
40	※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか、 ・あるいは現行（公告時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	燃料費等調整額については、十日町市内の旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）が定める特定規模需要の標準供給条件（令和7年11月13日現在のもの）によることとしています。また、契約期間中に当該標準供給条件が変更された場合であっても、令和7年11月13日現在の条件を適用して算定いただきます。
41	旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	回答No. 40のとおりです。
42	入札書と積算内訳書は別々の内封筒ですか。	ご質問のとおりです。
43	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承ください。	ご質問のとおりで差し支えありません。
44	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	対応します。
45	契約締結の期限がございますか。	回答No. 35のとおりです。
46	第15条（債権譲渡の禁止） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ■ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	十日町市財務規則 別記 物品売買契約条項 第2条の定めにより、ご質問のような文言の追記はできません。
47	第〇条（違約金・） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございますので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	落札者と協議して確認します。
48	第17条（紛争又は疑義の解決方法） 定めのない事項に付き協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	落札者と協議して確認します。
49	施設のうち、1施設と現在契約中ですが、外2施設に自動検針装置はついておりますか？	「よくある質問・回答」p.3 回答4-1に記載のとおり、13施設すべてについています。
50	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。 ご対応いただけますでしょうか。	対応します。
51	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	「よくある質問・回答」p.4 回答5-4に記載のとおりです。
52	もし仮に落札した場合、委任状を提出して受任者名で契約締結、業務履行、料金請求などを行うことは可能でしょうか。	契約締結及び業務履行は、必ず落札者名によりおこなっていただきます。 料金請求については、委任状の提出等により市の承諾を得たうえで、落札者から委任された者がおこなうことは可能です。
53	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定がございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じただけいただけますでしょうか。	契約電力が500kW以上となる予定の施設はありません。 仮に契約期間中に500kW以上となった場合には、協議して確認します。
54	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日まを支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。	支払方法は、銀行振込です。振込手数料については、当市の負担で差し支えありません。 支払期日については、「よくある質問・回答」p.2 回答3-7に記載のとおりです。

No.	質疑	回答
55	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
56	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。 (1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	基本的には1枚の請求書に対し、1回での支払となります。ただし、当市の会計手続上、分割で支払う可能性は皆無ではありませんのでご承知ください。(いずれも市からの振込です。) 分割で支払う場合には、内訳を事前に通知することは可能です。
57	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では(基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	料金の算定方法については、基本的に「よくある質問・回答」p.5 別紙1に示す計算式のとおりです。ただし、同様に端数処理されていれば、基本料金と力率割引・割増を個別に計算していても差し支えありません。
58	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議については可能ですが、契約書等の内容は、十日町市財務規則と電力供給条件仕様書を遵守したものとします。
59	各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	今回の入札では、全施設で同じプラン形態としています。また、内訳書は専用の積算内訳書(様式9)を使用していただきます。時間帯による単価の区別がない場合は、同額の単価を積算内訳書に入力いただければ結構です。なお、積算内訳書は、各単価(黄色のセル)以外の箇所の入力・修正は認められません。
60	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	「よくある質問・回答」p.2 回答2-2に記載のとおりです。
61	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	回答No.40のとおりです。
62	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	不可です。
63	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札結果について、開札日当日に電話連絡させていただきますので、弊社が落札か他社が落札かの情報だけでも開札日に教えていただくことは可能でしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	原則として、落札者は開札日に決定します。開札結果については、市ホームページで開札の翌日までに公開します。また、落札者にのみ、電話・メール等で開札の当日または翌日に通知します。開札当日に電話連絡いただいた場合、その時点で落札者が決定していれば、落札結果(貴社が落札か他社が落札か)を回答することは可能です。
64	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	端数処理については、「よくある質問・回答」p.1 回答2-1に記載のとおりです。契約単価は税込です。
65	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただきますことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	入札説明書 6 その他 に記載のとおり、「入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する」としております。ご質問のような事情の変更に伴い、単価の変更を希望する場合は協議に応じますが、単価の変更に応じることを確約するものではありません。
66	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	請求書は、施設別(需要場所毎)に発行してください。
67	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	ご質問のとおりで差し支えありません。
68	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要があるでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	回答No.24のとおりです。
69	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	回答No.35のとおりです。
70	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	ご質問のとおりで差し支えありません。
71	市場運動、または市場運動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	不可です。